

官報

(号外)
財務省印刷局発行

目次

(告示)

○安全帯の規格の全部を改正する件
(厚生労働省一〇)

○保安林の指定をする件
(農林水産省二九二一四四二〇)

○保安林の指定影響区域を変更する件
(農林水産省二九二一四四二〇)

○保安林指定区域を指定する件
(農林水産省二九二一四四二〇)

○陸奥特別等の調査の推進に関する基本方針の一部を変更する件
(建設省一〇)

(公告)

薪料所

○公示係数、除塵機状況、積炭、免責
再考関係

特殊法人等

○公債償還 (公債)、日本弁護士会
理士会、日本弁護士連合会 (弁護士
士会連合会、共済会、共済取済、弁
護士会)の変更、弁護士会連合会、
外国法事務弁護士会連合会、登録取
消関係

二
三
三
三
一

地方公共団体
公債償還、千葉県・東京都・名古屋
市・広島市・香川県、行務死
入、無降場等改定関係
会社その他
会社決算公告

告示

○厚生労働省発令第三十八号
労働安全衛生法(昭和四十七年法律第七十七号)第四十二条の規定に基づき、安全帯の規格(昭和
五十年発令第三十六号)の全部を次のように改正する。
昭和二十七年二月二十五日
厚生労働大臣 坂口 方
安全帯の規格

第一條 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ
る。

- 一 ベルト 身体に着用する形状の器具をいう。
- 二 ランヤード ベルトと接続その他の取付装置等(安全帯を安全に取付けるための取付輪等)をい
う。但しこの条及び第二條において同じとされる取付するためのロープ又はスナップ(以下
「ランヤードのロープ等」という)、フック等からなる器具をいう。
- 三 フック ランヤードのロープ等と取付装置等又はベルトと接続するための取付の器具をいう。
- 四 カラビナ ランヤードのロープ等と取付装置等又はベルトと接続するための取付の器具をいう。
- 五 鋼 ベルトとランヤードとを接続するための器具及びランヤードを取付装置等に同一取付する
方法により安全帯を穿通するとき、当該ランヤードのフック又はカラビナを当該ランヤードに
接続するための器具をいう。
- 六 ショックアブソーバ 衝撃を防止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。
- 七 取付装置 ランヤードのロープ等を穿通するための器具をいう。
- 八 グリップ ランヤードのロープ等を握持するための器具をいう。
- 九 伸縮調節器 ランヤードのロープ等の長さ調節するためにランヤードのロープ等に取付付
けられる器具をいう。

(略)

第二條 鋼ベルト製安全帯は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならぬ。

- 一 構造を防止するとき、安全帯を着用した者(以下この条及び第五條において「着用者」とい
ふ)の背骨がベルトにより支持される構造にあっては、
- 二 ベルトは、着用者に適合させることができること、
- 三 ランヤードは伸縮したものであること、
- 四 一本つり状態でのみ使用可能な構造のものにあっては、一本つり状態では使用することができな
い構造にあっては、
- 五 一本つり状態でのみ使用可能な構造のものにあっては、一本つり状態では使用することができな
い構造にあっては、
- 六 一本つり状態で使用することができものにあつては、着用者の腰部の前面の位置でランヤード
が接続されるように固定取り付けられた補助的ベルト(第五條において「補助ベルト」という)を
備へること、
- 七 一本つり状態で使用することができもののランヤードは、次の構造にあっては、
- 八 一本つり状態で使用することができもののランヤードでの調節がつか又はかかることを有する
ものにおける伸縮調節器は、着用者の腰部を防止するための構造が備へられていないこと、

(略)

イ 伸縮調節器を有すること、

ロ ランヤードのロープ等は、伸縮調節器を通過し、一端にはフック又はカラビナを有し、他端に
はランヤードのロープ等が伸縮調節器から取付けないための調節が備へられていないこと、

ハ 一本つり状態で使用することができもののランヤードでの調節がつか又はかかることを有する
ものにおける伸縮調節器は、着用者の腰部を防止するための構造が備へられていないこと、

区分	分	備 考
ヘルト	一五・〇キロニュートンの引張荷重を掛けた場合において、破断しないこと。	
ハーネス	一 引張シグに固定して一、五キロニュートンの引張荷重を掛けた場合において、破断し、又は引張シグから脱落しないこと。 二 ハーネスを構成する接続部は、当部に接続され、脱落を防止するとの衝撃に耐えることができる強度を有すること。	
バックルによる連結部	ハ・〇キロニュートン(ハーネスのバックルにあつては、六・〇キロニュートン)の引張荷重を掛けた場合において、破断し、又は抜けないこと。	
ランヤードのロープ等	製品のアイ加工部を含めて一五・〇キロニュートンの引張荷重を掛けた場合において、破断しないこと。	
ランヤードのロープ等のうちしづつり状態で使用するものができるもの	製品のアイ加工部を含めて一、九・〇キロニュートンの引張荷重を掛けた場合において、破断しないこと。	
フック及びカラビナ	一、五キロニュートンの引張荷重を掛けた場合において、破断し、又は外れ止め装置の機能を失わないこと。	
覆及び備取付部	一、五キロニュートンの引張荷重を掛けた場合において、破断しないこと。	
ショックアブソーバ	一、五キロニュートンの引張荷重を掛けた場合において、破断し、又はその機能を失わないこと。	
巻取り部	一、五キロニュートンの引張荷重を掛けた場合において、破断しないこと。	

2 ハーネス型安全帯は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならぬ。

- 一 墜落を防止するときに、着用者の身体が荷重を肩、膝等複数箇所において支持するベルト(以下「ハーネス」という)により支持される構造であること。
- 二 ハーネスは、着用者に適合させることができること。
- 三 ランヤードを接続したものであること。
- 四 墜落を防止するときに荷重が掛かるバックルは、正しい方法でのみ結合できるとし、墜落を防止するときに荷重が掛かる複数のバックルが複数の方法で結合できる場合は、いずれの結合方法においても必要な機能が阻害されない構造であること。
- 五 墜落を防止するときに着用者の身体を支持する箇所と肩や腰を含むものにあつては、ランヤードを接続する際の位置は、着用者がつり下つたときに着用者の頭頂部と臀部とを結ぶ線とランヤードとのなす角度が垂直線より上方として三〇度を超えない位置であること。
- 六 墜落を防止するときに着用者の身体を支持する箇所と肩や腰を含むものにあつては、ランヤードを接続する際の位置は、着用者がつり下つたときに着用者の頭頂部と臀部とを結ぶ線とランヤードとのなす角度が垂直線より上方として三〇度を超えない位置であること。

(部品の強度)

第三條 安全帯の部法は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める強度を有するものでなければならぬ。

区分	分	形 状	備 考
ダリツプ			一、五キロニュートンの引張荷重を掛けた場合において、破断の機能等によりその機能を失わないこと。
伸縮調節部			一、五キロニュートン(口字つり状態のみ使用する構造の安全帯)の伸縮調節部には、ハ・〇キロニュートンの引張荷重を掛けた場合において、ランヤードのロープ等の引張荷重により保持機能を失わないこと。
ヘルト型安全帯におけるヘルト			一 幅が五〇ミリメートル(口字つり状態で使用することのできる安全帯にあつては、四〇ミリメートル)以上であること。 二 紐幅が二ミリメートル以上であること。 三 よじれ、ほつれ、傷その他の欠陥がないこと。 四 厚さが七五ミリメートル以上であること。 五 よじれ、ほつれ、傷その他の欠陥がないこと。
ベルト型安全帯における補助ベルト			一 幅が五〇ミリメートル以上であること。 二 紐幅が七五ミリメートル以上であること。 三 紐幅が二ミリメートル以上であること。 四 厚さが二ミリメートル以上であること。 五 よじれ、ほつれ、傷その他の欠陥がないこと。
ハーネス型安全帯におけるハーネス			一 幅が四〇ミリメートル以上であること。 二 よじれ、ほつれ、傷その他の欠陥がないこと。
ハーネス型安全帯におけるハーネスの部品のうち、構造を防止するもの及び他の部品			一 幅が五〇ミリメートル以上であること。 二 よじれ、ほつれ、傷その他の欠陥がないこと。
バックル			一 ペルト(補助ベルトを除く、次号及び前号)において同一の一端又は両端に取り付すること。 二 ペルトを容易に調節することができること。 三 ペルトの長さを自由に調節することができること。 四 長さ二メートルを保持することができること。 五 ランヤードの長さとは、二、五〇〇ミリメートル以上であること。
一本つり状態で使用するものができ			一 ランヤードの長さとは、二、五〇〇ミリメートル以上であること。 二 ランヤードのロープ等は、よりむら、傷その他の欠陥がないこと。

第四條 前条の表の上欄に掲げる安全帯の部品の材料は、当該部品が通常の使用状態において想定される機械的、熱的及び化学的作用を受けた場合において同表の下欄の強度を有するように選定されるものでなければならぬ。

第五條 安全帯の部法は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める形状等の

区分	接続方法	接続方法
ベルトとバックルとの接続	<p>一 ベルトをバックルに通した後、折り返し、確実に接続する方法によること。</p> <p>二 ベルトの端は、ほつれ止め加工してあること。</p>	<p>一 ランヤードの長さは、三、〇〇〇ミリメートル(三メートル)以下であること。</p> <p>二 一本つり状態で使用する場合は、二、五〇〇ミリメートル以下であること。</p> <p>三 一本つり状態で使用する場合において、当該一本つり状態で使用する場合における長さ以上の長さでの作業を防止するための措置が講じられていること。</p> <p>四 ランヤードのロープ等は、よりむら、傷その他の欠陥がないこと。</p>
フック	<p>一 二つ以上の連続した摩擦によるなければ外れない外れ止め措置を備えていること。</p> <p>二 新部の表面は平滑であること。</p>	<p>一 二つ以上の連続した摩擦によるなければ外れない外れ止め措置を備えていること。</p> <p>二 新部の表面は平滑であること。</p>
フックのうち補助に用いるもの	<p>一 外れ止め措置を備えていること。</p> <p>二 新部の表面は平滑であること。</p>	<p>一 外れ止め措置を備えていること。</p> <p>二 新部の表面は平滑であること。</p>
カシヒナ	<p>一 二つ以上の連続した摩擦によるなければ外れない外れ止め措置を備えていること。</p> <p>二 外れ止め措置又はカシヒナに掛かる力の作用中心線以上、第三糸に規定する角度を有すること。</p> <p>三 表面は平滑であること。</p>	<p>一 表面が平滑であること。</p> <p>二 表面は平滑であること。</p> <p>三 角の部分は、円滑であること。</p>
環	<p>一 新部において、ランヤード等から脱落しないものであること。</p> <p>二 表面は平滑であること。</p> <p>三 角の部分は、円滑であること。</p>	<p>一 表面が平滑であること。</p> <p>二 表面は平滑であること。</p> <p>三 角の部分は、円滑であること。</p>
シャックアプソーバ	<p>一 ランヤードのロープ等が巻取り器から脱落しないように接続されていること。</p> <p>二 二つ以上の連続した摩擦によるなければ外れない外れ止め措置を備えていること。</p>	<p>一 ランヤードのロープ等が巻取り器から脱落しないように接続されていること。</p> <p>二 二つ以上の連続した摩擦によるなければ外れない外れ止め措置を備えていること。</p>
巻取り器	<p>一 ベルトに取り付けられた環に接続するフックは、二つ以上の連続した摩擦によるなければ外れない外れ止め措置を備えていること。</p> <p>二 ランヤードを任意の長さで保持することができること。</p>	<p>一 ベルトに取り付けられた環に接続するフックは、二つ以上の連続した摩擦によるなければ外れない外れ止め措置を備えていること。</p> <p>二 ランヤードを任意の長さで保持することができること。</p>
伸縮調整器		

第六條 安全帯の部品の接続は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める接続方法によるなければならない。

区分	接続方法	接続方法
ベルトと環との接続	<p>一 ベルトを環に通す方法によること。</p> <p>二 接続する部分には、ベルトの摩擦を防止するための措置が講じられていること。</p> <p>三 接続する部分には、環がベルトに引っかかるような措置が講じられていること。</p>	<p>一 ベルトを環に通す方法によること。</p> <p>二 接続する部分には、ベルトの摩擦を防止するための措置が講じられていること。</p> <p>三 接続する部分には、環がベルトに引っかかるような措置が講じられていること。</p>
環を用いないランヤードとベルトとの接続	<p>一 ランヤードのロープ等をベルトに通した後、折り返し、確実に接続する方法によること。</p> <p>二 接続する部分には、ランヤードのロープ等の摩擦を防止するための措置が講じられていること。</p> <p>三 接続する部分には、ランヤードのロープ等の摩擦を防止するための措置が講じられていること。</p>	<p>一 ランヤードのロープ等をベルトに通した後、折り返し、確実に接続する方法によること。</p> <p>二 接続する部分には、ランヤードのロープ等の摩擦を防止するための措置が講じられていること。</p> <p>三 接続する部分には、ランヤードのロープ等の摩擦を防止するための措置が講じられていること。</p>
ランヤードのロープ等とフック、カシヒナ、グリッド又はシャックアプソーバとの接続	<p>一 ランヤードのロープ等がフック、カシヒナ、グリッド又はシャックアプソーバに通した後、折り返し、確実に接続する方法によること。</p> <p>二 接続する部分には、ランヤードのロープ等の摩擦を防止するための措置が講じられていること。</p>	<p>一 ランヤードのロープ等がフック、カシヒナ、グリッド又はシャックアプソーバに通した後、折り返し、確実に接続する方法によること。</p> <p>二 接続する部分には、ランヤードのロープ等の摩擦を防止するための措置が講じられていること。</p>
フック又はカシヒナを用いないランヤードと環との接続	<p>一 ランヤードのロープ等を環に通した後、折り返し、確実に接続する方法によること。</p> <p>二 接続する部分には、ランヤードのロープ等の摩擦を防止するための措置が講じられていること。</p>	<p>一 ランヤードのロープ等を環に通した後、折り返し、確実に接続する方法によること。</p> <p>二 接続する部分には、ランヤードのロープ等の摩擦を防止するための措置が講じられていること。</p>
ランヤードとシャックアプソーバとの接続	<p>一 ランヤードとシャックアプソーバを一体化する方法又はランヤード及びシャックアプソーバのそれぞれにアイを穿する方法によること。</p> <p>二 環を介し、又は巻取り器を直接ベルトに接続する方法によること。</p>	<p>一 ランヤードとシャックアプソーバを一体化する方法又はランヤード及びシャックアプソーバのそれぞれにアイを穿する方法によること。</p> <p>二 環を介し、又は巻取り器を直接ベルトに接続する方法によること。</p>

第七條 安全帯(一字つり状態でのみ使用する構造の安全帯を除く、次項及び第三項において同じ)は、落下試験(安全帯を取付状態等に取り付けた状態と同様の状態)とし、かつ、質量が八五キログラムのトルソー(胴体部分の落下試験にあつては、トルソー又は砂のう、以下この項において同じ)に安全帯を装着して、当該トルソーを当該ランヤードの最大長さに相当する距離から自由落下させる試験をいう。以下この条において同じ)を行つた場合に、トルソーを保持するものであるか、かつ、グリッド、フック又はカシヒナに掛かる衝撃荷重が八、〇キログラム以下のものであるなければならない。

2 安全帯のグリッドは、落下試験を行つた場合に、その落下試験により得た衝撃荷重が三、〇三メートル以下のものでなければならない。

3 ショックアプソーバを有する安全帯は、落下試験を行つた場合に、その伸びが五、〇〇ミリメートル以下のものでなければならない。

4 ハーネス型安全帯は、落下試験を行つた場合に、トルソーの中心線とランヤードとのなす角度がトルソーの頸部を上方として三〇度を超えないものでなければならない。

5 落下試験に用いるトルソーは、次の各号に定めるところに適合するものとする。

一 胴体プラスチック、金属又はこれらの組合せから成るもの。

二 次の図に定める形状及び寸法であるもの。

